

大御所家康公駿府城入城四百年祭参画事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、大御所家康公駿府城入城四百年祭（以下「大御所四百年祭」という。）の開催に当たり、より効果的に市民参画を促進するため、市民が企画運営する大御所四百年祭の推進に寄与する事業に対して、予算の範囲内において大御所四百年祭参画事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次条に規定する実施主体が自ら新たに企画運営する次に掲げる事業であって、第4条に規定する補助対象経費が60万円以上であるもののうち、本市全域にわたり大御所四百年祭の気運を高める波及効果があると認められるものとする。

- (1) 大御所四百年祭を機に今後の静岡市の都市としての姿を創造する事業
- (2) 徳川家康公（以下「家康公」という。）や家康公が大御所として駿府に暮らした時代について市民の理解を推進する事業
- (3) 大御所四百年祭を機に家康公にちなんだ都市間交流を促進する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、大御所四百年祭に貢献すると市長が認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業
- (2) 地区住民の交流行事その他の特定の者を対象とする親睦イベント等の事業（事業の一部に限り親睦的な要素を含むものを除く。）
- (3) 特定の宗教又は政党の活動又は宣伝等に関連する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認める事業

(補助対象事業の実施主体)

第3条 補助金対象事業の実施主体は、静岡市内に活動拠点を置く特定非営利活動法人及び次に掲げる要件を満たす非営利団体並びにこれらの共同体とする。

- (1) 10人以上の会員で組織していること。
- (2) 組織及び運営に関する規約等があること。
- (3) 予算及び決算を的確に行っていること。
- (4) 活動内容及び会計処理に関する情報が公開されていること。

- (5) 補助対象事業を的確に遂行できる能力を有すること。
 - (6) 過去1年度以上の活動実績があり、これを事業報告、決算等の書類で確認できること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象事業の実施主体としない。
- (1) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの
 - (2) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの
 - (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。）
 - (4) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にあるもの
(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち次に掲げる経費を除いた経費で、市長が認めるものとする。

- (1) 営利に直接つながる事業に係る経費
- (2) マスメディアを活用した広報に係る経費
- (3) 補助対象事業の実施主体に属する者に係る人件費
- (4) 食糧費
- (5) 一定のサービスを受けるに当たっての受益者負担に相当する経費
- (6) 補助対象事業の実施に当たり、国、県又は他の地方公共団体等から補助等の金員を受給する場合における当該補助等の対象となる経費
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認める経費
(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額とし、300万円を限度とする。
(補助金交付申請候補事業の選定)

第6条 次条の規定により補助金の交付を申請しようとする者は、あらかじめ、市長が別に定めるところにより補助金の交付を申請することができる候補事業として市長の選定を受けなければならない。
(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする法人又は団体の代表者は、平成19年4月1日以後で、

かつ、市が当該補助金に係る予算措置を講じた後、大御所四百年祭参画事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
(補助金の交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、大御所四百年祭参画事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

(是正の措置等)

第9条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに是正の措置を求め、又は補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請を行ったとき。
- (2) 第2条第2項各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 第4条第6項により補助金の額を控除すべき事由が生じたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるとき。

(交付決定者が遵守すべき事項)

第10条 第8条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

- (1) 補助対象事業の内容を変更しようとする場合
- (2) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難になった場合
- (3) 補助対象事業を中止しようとする場合

(実績報告)

第11条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに大御所四百年祭参画事業補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告書の提出を受けたときは、その内容を審査した上、交

付すべき補助金の額を確定し、大御所四百年祭参画事業補助金交付決定確定通知書（様式第4号）により通知する。

（補助金の請求）

第13条 補助金の請求は、前条の規定による補助金の額の確定の後に行うものとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、当該補助金の額の確定前に前金払による補助金の支払を請求することができる。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月31日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

大御所四百年祭参画事業補助金交付申請書

（あて先）静岡市長

	住	所	
申請者	団	体	名
	代表者の氏名		印

大御所四百年祭参画事業補助金の交付を受けたいので、大御所家康公駿府城入城四百年祭参画事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 事業の名称
- 2 交付申請額
- 3 事業の目的（効果）
- 4 事業内容
- 5 実施場所
- 6 実施期間
- 7 添付書類
 - （1）収支予算書

様式第2号（第8条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

大御所四百年祭参画事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました大御所四百年祭参画事業補助金の交付については、次のとおり交付の決定をしたので、大御所家康公駿府城入城四百年祭参画事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

1 事業の名称

2 交付決定額

3 交付の時期

4 交付の条件

- (1) 事業を中止し、又はその内容を変更する場合は、事前に連絡すること。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しないとき、又は遂行が困難になったときは、速やかに報告し指示を受けること。
- (3) 申請内容を無断で変更した場合は、補助金の交付を取り消すことがある。
- (4) 事業終了後、直ちに事業報告書を提出すること。
- (5) 経理は厳格を期し、収支に関する帳簿及び領収書等の関係書類を整備保管すること。
- (6) 事業の遂行に当たっては、静岡市補助金等交付規則を遵守すること。

様式第3号（第11条関係）

年 月 日

大御所四百年祭参画事業補助金実績報告書

（あて先）静岡市長

申請者 住 所
団 体 名
代表者の氏名 ㊟

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた大御所四百年祭参画事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

- 1 事業の名称
- 2 交付決定額
- 3 実施期間
- 4 実施場所
- 5 事業参加者数
- 6 事業内容
- 7 効果・反響及び評価等
- 8 添付書類
 - (1) 収支決算書
 - (2) 収支を証する書類
 - (3) 記録写真等内容がわかるもの
 - (4) ポスター、ちらし等告知書類

様式第4号（第12条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

大御所四百年祭参画事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定をした大御所家康公駿府城入城四百年祭参画事業補助金の交付については、次のとおり確定したので通知します。

- 1 事業の名称
- 2 交付決定額
- 3 交付確定額